

資源化等情報適正開示施設

適合マーク

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「財団」という。）が定める情報適正開示施設適合マークは下図のとおり。財団は適合証の交付を受けた施設へ適合マークを電子データで送付する。

適合証の交付を受けた施設は、適合証の有効期間内において、当該適合を示す目的でのみ適合マークを使用することができる。適合マークを施設やウェブサイト等に表示する場合は、必ず適合証番号を適合マークの右下に表示すること。

